

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 14 期 2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日まで

2020 年 9 月 23 日作成

監査法人名 監査法人 アンビシヤス

所在地 岐阜市六条北 4 丁目 3 番 5 号

代表者 諏訪 直樹

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

目 的

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

沿 革

- ・平成 18 年 8 月設立
- ・平成 25 年 1 月本店所在地を名古屋市中区から岐阜市に異動
- ・平成 31 年 2 月東京都台東区に東京事務所を開設

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3．業務の内容

(1) 業務概要

当期は、金融商品取引法監査・会社法監査 3 社、会社法監査 3 社、学校法人監査 5 社、その他の法定監査 4 社、その他の任意監査 1 社、計 16 社について監査証明業務を実施しました。その他の会社等 3 社に対して非監査証明業務を実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2020年6月30日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等数	
	総数	内大会社の数
金商法・会社法監査	3 社	3 社
金商法監査	-	-
会社法監査	3	-
学校法人監査	5	-
労働組合監査	-	-
その他の法定監査	4	-
その他の任意監査	1	-
計	16	3

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	- 社
その他の会社等	3
計	3

4 . 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人の経営基本方針及び経営管理に関する重要事項は全て社員会の決定事項としております。また、法令等の遵守についてはインサイダー取引防止規定等の諸規定を整備するとともに、研修会等の参加により周知徹底を図っております。

また、当監査法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理システムを適切に整備し、運用を行っております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

独立性の保持のための方針の策定（職業倫理及び独立性）

(a)職業倫理

当監査法人は、監査法人及び監査実施者が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会が公表する倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続きを定めております。

(b)独立性

当監査法人及び監査実施者が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時点で独立性の保持のための方針及び手続の遵守の確認書である「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査しております。万が一独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために適切な措置を講ずることとしております。

なお、大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務づけております。

監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを定める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定めております。

- a.当監査法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況等を検討する。
- b.監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討する。
- c.上記、検討過程及び結果を文書化する。特に問題点が識別されたにもかかわらず、監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化しなければならない。

監査実施者の採用、教育、訓練、評価及び選任

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する次の方針及び手続を定めております。

- a.監査実施者の採用
- b.監査実施者の能力及び適性
- c.実務経験を通じた能力開発
- d.監査実施者の評価、報酬及び昇進
- e.監査実施者の要員計画

業務の実施

(a) 監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、補助者への指示、監査及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めております。

(b) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定めております。

- a. 判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること。
- b. 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、監査法人内外において、十分な人材等を確保すること。
- c. 専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処をすること。
- d. 専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること。

(c) 監査上の判断の相違

当監査法人は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を次のように定めております。

- a. 専門的問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- b. 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(d) 監査業務に係る審査

当監査法人は、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行い、以下のとおり方針及び手続を定めており、審査が完了するまでは監査報告書を発行しない方針であります。

- a. 審査の内容、実施時期及び範囲
- b. 審査の担当者の適格性
- c. 審査に関する文書化

品質管理のシステムの監視

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めており、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を行うこととしております。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の最高意思決定機関である社員会は公認会計士のみによって構成し、社員会が認めた場合のみ社員以外の者が社員会に出席し意見を述べるができることとしています。また、監査証明業務に係る契約の締結・監査業務の執行及び監査業務に係る審査を公認会計士である社員が執行する方針であります。

- (4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

品質管理レビュー 2019年10月

- (5) 業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を理事長が確認しました。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません

二．社員の状況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	0 人	6 人

2．重要な事項に関する意志決定を行う合議体の構成

監査法人の活動に係る重要な事項は、全て公認会計士である社員から構成される

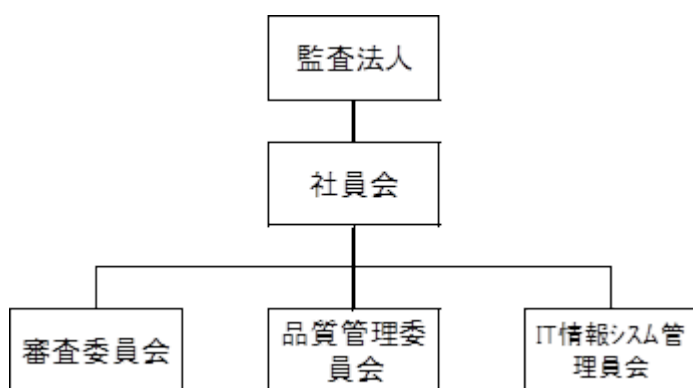
社員会で決定される。

三．事務所の概況

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公 認 会計士	特定社員	計	
岐 阜 事 務 所 (主)	岐阜市東明見町 21	5人	0人	5人	1人
東 京 事 務 所 (従)	東京都台東区寿 3-15-10	1人	0人	1人	0人
計		6人	0人	6人	1人

四．監査法人の組織の概要

組 織 図



五．財産の状況

1．売上高の総額

(単位：千円)

	第13年度 2018年7月1日～ 2019年6月30日	第14年度 2019年7月1日～ 2020年6月30日
売上高		
監査証明業務	89,978	107,736
非監査証明業務	22,234	13,635
合 計	112,213	121,371

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社 エムジーホーム

太洋基礎工業 株式会社

日本エアーテック 株式会社